

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第1回特定工程：基礎・地中ばり配筋等終了時）

令和 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	令和 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	住所
		氏名

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容		結 果	指 摘 番 号	備 考
	敷地	a	道路幅員・接道長		
		b	確認表示板の設置		
		c	鉄骨製作工場名表示板の設置		
		d	設計図書の備え		
		e	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状		
		f	高さ1.8m以上の仮囲い		
		g	落下物に対する防護		
		h	山止め		
① 全体	共通	a	柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認		
		b	かぶり厚さの確認		
		c	鉄筋の材質の確認		
② 地盤	支持地盤	a	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認		
③ 基礎	種類	a	基礎の種類、杭の工法、長さ、 径、偏心による補強等		
		ベース	b	基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、 杭頭補強筋	
	地中ばり	c	断面寸法、主筋径、本数、主筋位置		
		d	定着方法、継手(位置、長さ)		
		e	あばら筋の位置、径、間隔形状等		
	柱	f	主筋径、本数、主筋位置		
		g	定着（基礎部分）		
		h	帯筋の位置、径、間隔形状等		
		i	帯筋のフック形状、結束状況		
④ その他	補強筋	a	設備配管の位置		
		b	継手位置のずらし		
		c	圧接形状（膨らみ、長さ、ずれ）		
		d	折れ曲がり、焼き割れ等の欠陥		
		e	強度確認等		
	溶接継手	f	継手位置のずらし		
		g	溶接方法（突合せ）、裏当て材		
		h	割れ、内部欠陥の有無		
		i	溶接材料		
	機械式継手	j	継手位置のずらし		
		k	カップラー等の固定、接合部の耐力		
		l	モルタル・グラウト材を用いた場合の強度		
		m	ナットを用いた場合のトルクの導入		
	n	圧着による場合の鉄筋との密着			
	型枠等	o	型枠状況、清掃状況等確認		
柱脚部 埋込み形式	j	柱の埋込み長さ			
	k	側柱・隅柱のU字形鉄筋による補強			
	l	鉄骨かぶり厚さ			
	m	スタッドの径、長さ、本数、配置			

※ 結果には検査より支障がない場合は「○」、支障有りの場合は「×」を記載の上、指摘項目等記録に対応状況を記入願います。



建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第2回特定工程：2階床配筋等終了時）

令和 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	令和 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	結 果	指 摘 番 号	備 考	
報告書 審査 による 確認事項	指定建築材料の品質確認	a 鋼材、高力ボルトセットの規格・品質の確認			
		b 溶接材料の規格と鋼材組合せの適否			
	組立検査	c 開先角度、ルート面、ルートギャップ、食い違い等組立時の鉄骨精度			
	高力ボルト接合部の処理	d 高力ボルトの接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ			
	溶接接合部の品質	e 外観検査及び超音波探傷検査結果			
現場 検査 事項	全体 材料の品質 規格確認	a 鋼材等の品質規格証明書と現物との照合			
		b 溶接材料の規格と鋼材の組合せ適否			
	部材の配置	c 柱・はり・ブレース・床版等の配置			
		d 柱・はり・ブレース・床版等の寸法・形状			
柱 脚部	共 通	a 柱脚部接合方法と仕様確認			
		露出形式	b アンカーボルトの材質・径・本数とナットかかり高さ		
			c 座金の使用、ナットの戻り止め措置（ナット戻り止めは、二重ナット、ナット溶接）		
			d アンカーボルトの定着長さ		
		e ベースプレート厚さ、アンカーボルトの孔径、縁端距離			
	根巻き形式	f 根巻き部分の高さ			
		g 根巻き部分の立上り主筋本数、主筋頂部のかぎ状加工、立上り主筋の基礎及び根巻き部分の定着長さ			
		h 根巻き部分の帯筋の径、配置、フック形状、結束			
		i スタッドの径・長さ・本数・配置			
	埋込み形式	j 柱の埋込み長さ			
		k 側柱・隅柱のU字形鉄筋による補強			
		l 鉄骨かぶり厚さ			
		m スタッドの径、長さ、本数、配置			
現場 検査 事項	工場加工溶接部分の外観・形状・寸法（柱・大梁、大梁・小梁接合部等）	a 溶接継目の種類（突合せ溶接・すみ肉溶接）			
		b ダイアフラムとフランジのずれ			
		c 突合せ継手の食い違い			
		d アンダーカット			
		e 溶接割れ			
	f その他の溶接部の外観・形状・寸法（スラグ、スパッターの除去等）				
	現場溶接部分組立精度	g 開先角度、ルート面、ルートギャップ、食い違い等組立時の鉄骨精度			

現場溶接部分の製品検査	h	外観検査及び超音波探傷検査結果				
	現場溶接部分の外観・形状・寸法	i	現場溶接の部位（設計図書との照合）			
		j	溶接継目の種類（突合せ溶接・すみ肉溶接）			
		k	ダイヤフラムとフランジのずれ			
		l	突合せ継手の食い違い			
		m	アンダーカット			
		n	溶接割れ			
o	その他の溶接部分の外観・形状・寸法（スラグ、スパッターの除去等）					
高力ボルト接合部	トルシア形ボルト	a	現場受入検査（導入張力確認試験）実施状況確認			
		b	HTBの径・本数・スプライス数・ピッチ・縁端距離・孔径の確認			
		c	摩擦接合部の摩擦面の状態			
		d	締付け状態の確認（肌すき、ピンテール破断、マーキングの状態）			
高力ボルト接合部	JIS形六角ボルト	e	JIS六角ボルト締付機器の調整、現場受入検査（導入張力確認試験）実施状況の確認			
		f	HTBの径・本数・スプライス数・ピッチ・縁端距離・孔径の確認			
		g	摩擦接合部の摩擦面の状態			
		h	締付状態確認（肌すき、マーキングの状態）			
ブレース接合部	a	ブレース形状、寸法、位置				
	b	ブレース仕口接合部形式、板厚等設計図書との照合				
2階床	a	デッキプレート合成床版の場合 デッキプレート厚、はりとの溶接				
	b	スタッド合成床版の場合 スタッド径、長さ、ピッチ				
	c	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径				
	d	主筋配置（短辺・長辺）と支持条件				
	e	定着長さと定着位置				
	f	継手の位置・長さ				
	g	開口部補強筋				

※ 結果には検査より支障がない場合は「○」、支障有りの場合は「×」を記載の上、指摘項目等記録に対応状況を記入願います。

工事監理者指摘項目等の記録

指摘番号	内容及び結果

※ この報告書は、鉄骨部分の確認項目を中心に作成しています。必要に応じてRC造の報告書も記載し添付して下さい。

事務処理欄

受付日	；	年	月	日	指示書発送日	；	年	月	日	第1回合格日	；	年	月	日
検査日	；	年	月	日	合格日	；	年	月	日		；	年	月	日

## ■鉄骨造検査項目の解説

鉄骨造検査の方法 この報告書は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨工事において、特定工程として指定した基礎、地中ばり配筋終了時、建て方工事2階床版敷込み終了時用の報告書である。この場合の検査項目として、建築基準法上重要事項である材料の品質や鉄骨接合部の品質確保を主眼としている。鉄骨工事は、通常の現場打ち鉄筋コンクリート造における配筋検査が現場で検査できるのに比べ、事情が全く異なる。すなわち、鉄骨造で重要な接合部の中でも最も重要とされる溶接接合部工事は、そのほとんどが工場で行われており工事現場で行われる接合部の工事は、高力ボルト接合工事、柱脚接合工事が主である。高力ボルトに代えて現場溶接工事が採用されることもあるが、柱継手など部分的な場合が多くしかも中間検査の時点ではこの工事も終了している。

一方、建築主事等が行う中間検査は、工事現場において行うことが前提となっており、この時点での溶接部検査は、「外観で見える範囲」に限られる。このためS造の検査は、その重要な部分を工事監理者や工事施工者が行った自主的な検査に関する中間検査申請書第4面や工事施工状況報告書等によって審査せざるを得ない。

1. 検査の重点項目 鉄骨工事の中間検査では、構造耐力上重要な部位が確認済証及びその添付図書（以下「確認済証の図書」という。）のとおり施工されているかを重点的に検査する。

(1) 中間検査申請書第4面の審査 鉄骨造の性能を左右する溶接接合部等の工事は、現場における検査の時点ではすでに終了している。したがって工場施工部分及び現場接合部分も含めて鉄骨製作の品質に関わる最も重要なプロセスの把握は、施工状況報告書によることになる。中間検査申請書第4面の審査は、次のような項目について行う。なお、木造以外の地階を除く階数が3以上かつ500平方メートルを超える建築物は、施工状況報告書に記載されている事項については、中間検査申請書第4面に記載の必要はない。

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 溶接接合部の受入検査結果
- ④ 工場における品質管理・検査の状況
- ⑤ 大臣の認定を受けた構造方法を用いた場合の仕様の確認

(2) 現場検査 現場検査は、次の項目について行う。

- ① 法令・告示に規定されている事項
- ② 各部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 各部材接合部（溶接・高力ボルト・柱脚）の外観検査
- ④ 大臣の認定を受けた構造方法を用いた場合の仕様の確認

2. 検査の方法 検査の方法としては、外観で見える範囲について原則として目視で行うこととなる。スケール等による計測については、鉄筋コンクリート造と同様の理由で構造耐力上主要な部材の寸法等を数箇所（柱・はり等特定工程における構造耐力上主要な部材の各1～2割程度）計測確認の後、共通する部分については目視検査となり、建築基準法第12条第5項による報告を工事監理者から提出を受け判断することとなる。適・否の判定については、次のような方法で行う。

- ① 確認済証の図書との照合
- ② 確認済証の図書に詳細が記載されていない場合は、仕様図やJASS6との照合
- ③ 確認済証の図書等と整合していれば合格
- ④ 確認済証の図書等と不整合の場合は、建築基準法第12条第5項により建築基準法令に適合していることの証明を求め適合していれば合格となる。この場合計画変更確認申請が必要となる場合がある。

以上のように、中間検査は、確認済証の図書に整合されて施工されているか照査することが原則であり、適・否の判定は建築基準法が基本である。しかし、建築基準法に具体的基準が示されていない場合は、次の（社）日本建築学会の規準、指針、仕様書等が参考となる。

### 参考図書例

「建築工事標準仕様書鉄骨工事JASS6」（社）日本建築学会、「鉄骨精度測定指針」、「鉄骨工事技術指針（工場製作編・工事現場施工編）」、「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」（社）鉄骨建設業協会・（社）全国鐵構工業協会他、「鉄骨梁端部溶接接合部の脆性的破断防止ガイドライン・同解説」（日本建築センター）